

リース契約への希望制指名競争入札の導入について

1 導入の目的

入札制度の透明性を高めるとともに、新規事業者の開拓や受注意欲のある事業者の参加を促すことにより、競争性の向上を図る。

2 一般競争入札ではなく希望制指名競争入札を導入する理由

すでに一般競争入札を導入している他の業種と異なり、リースにおける区内登録事業者の数が少ないため、入札参加希望者のみで行う一般競争入札を導入するには、区外事業者にも十分な周知がなされていることが前提となる。

したがって、入札参加希望者数の不足による入札不成立を回避するため、指名希望を募りつつ、区が任意に指名業者を追加することができる希望制指名競争入札を導入することとし、区外事業者の入札参加希望状況をみて、周知が行き届いたと判断される場合は、一般競争入札へ移行する。

3 対象とする案件

一般競争入札を導入している他の業種と同様に、予定価格（年額）1000万円以上の案件を対象とする。

なお、導入に伴う事務量の急激な増加を防ぐため、予定価格の年額を基準とし、事務処理が円滑に行えるようになった時点で、基準を契約期間の総額に移行する。

4 導入年月日

平成24年10月1日以降に発注を行う案件から導入する。

5 参考

(1) 平成24年度における予定価格1000万円以上のリース契約の発注状況および予定（平成24年6月1日現在）

発注状況	件数	取扱品目
入札済み	4件	電子計算機リース2件、仮設ハウス・トイレ1件、複写機・ファクシミリ1件
発注予定	13件	電子計算機リース10件、仮設ハウス・トイレ3件

(2) 平成21～23年度における予定価格1000万円以上のリース契約の入札件数

年度	件数	取扱品目
23年度	7件	電子計算機リース3件、仮設ハウス・トイレ3件、その他1件（機械式駐車装置）
22年度	3件	電子計算機リース1件、仮設ハウス・トイレ2件
21年度	4件	電子計算機リース2件、仮設ハウス・トイレ2件